

別紙様式第15号（第210条の10関係）

（日本産業規格 A 4）

年度 $\left[\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right]$ 業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所
会 社 名
代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び
財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

第1 事業概況書

- 1 事業の概要
- 2 子会社等の状況
- 3 役員・使用人の状況
- 4 株主総会に関する事項
- 5 有価証券の内訳
- 6 保険契約準備金

第2 連結財務諸表

- 1 連結財務諸表の作成方針
- 2 連結貸借対照表
- 3 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
- 4 連結キャッシュ・フロー計算書
- 5 連結株主資本等変動計算書

第3 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

（記載上の注意）

- 1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。法第271条の18第1項の規定及び第210条の3第1項の規定による認可申請書又は法第271条の32第2項第8号の規定及び第210条の14第2項第3号、第3号の2、第3号の3若しくは第3号の4の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
- 2 保険持株会社及びその子会社等（保険業法（以下「法」という。）第271条の24第1項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の事業の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。

3 この様式中、「第2の2 連結貸借対照表」、「第2の3 連結損益計算書及び連結包括利益計算書」、「第2の4 連結キャッシュ・フロー計算書」及び「第2の5 連結株主資本等変動計算書」に注記すべき事項は、「第2の5 連結株主資本等変動計算書」の次に一括して記載することができる。

第1

年度 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 事業概況書

1 事業の概要

(記載上の注意)

保険持株会社については、主要勘定の増減理由、その他業務の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。なお、子会社等に係る事業状況の推移に関する重要な事項についても記載すること。

2 子会社等の状況

(1) 子会社等数の増減

	前 期 末	当 期 末	当期増減 (△)
子 会 社			
子 法 人 等			
関 連 法 人 等			
合 計			

(記載上の注意)

1 「子会社」とは、法第2条第12項に規定する子会社を、「子法人等」とは、保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものを、「関連法人等」とは、同条第4項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。

2 子会社等に該当するものは全て記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。(3)において同じ。

(2) 保険持株会社グループの事業系統図

(3) 子会社等の概況

会社名	所在地	承認又は届出年月日等	資本金又は出資金	事業の内容	議決権に対する当社の所有割合	役員の兼任等	議決権に対する当社及び他の子会社等の所有割合
			百万円		%		%

(記載上の注意)

「承認又は届出年月日等」は、法第271条の22第1項各号に掲げる会社である子会社にあつては、法第271条の32第2項第3号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日を、また、法第271条の22第1項の規定に基づく金融庁長官の承認を受けた子会社にあつては、その承認年月日を記載すること。また、子法人等及び関連法人等にあつては、設立年月日を記載すること。

(4) 子会社等の財務内容

会社名	決算日	経常収益 又は売上高	経常利益	当期純利益	総資産	純資産額	当社への 配当額
		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円

(記載上の注意)

「決算日」は、連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結株主資本等変動計算書をいう。以下同じ。）の作成の基礎とした財務諸表に係る決算日又は仮決算日を記載すること。

(5) 子会社の収入状況

会社名	業務の内容	当該業務に係る期中総収入	当社及びその子会社からの収入 ()は期中総収入に占める比率	当社の子会社である保険会社、銀行又は証券専門会社等からの収入の有無
			()	
		百万円	百万円 ()	

(記載上の注意)

1 法第271条の22第1項第12号イに掲げる業務を営む子会社について記載すること。

2 「当社の子会社である保険会社、銀行又は証券専門会社等からの収入の有無」は、法第271条の22第1項第1号から第11号までに掲げる会社からの収入について記載することとし、収入がある場合には当該会社名を記載すること。

3 役員・使用人の状況

(1) 当社

区 分		前 期 末	当 期 末	当期増減 (△)
会 社 役 員	取締役	名 うち非常勤 ()	名 うち非常勤 ()	名
	会計参与			
	監査役	名 うち非常勤 ()	名 うち非常勤 ()	
	執行役			
	計			
使用人	使用人			
	(うち執行役員)	()	()	()
合 計				

(記載上の注意)

1 「執行役」は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。

当期末における取締役を兼務する執行役の員数 人

2 会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。

- 3 「使用人」のうち出向使用人（在籍のまま他社等へ出向している者）については欄外に次のとおり記載すること。

当期末における出向使用人数 人

(2) 当社及び子会社

区 分	前 期 末	当 期 末	当期増減（△）
役 員	名	名	名
使 用 人			
計			

4 株主総会に関する事項

（記載上の注意）

- 1 保険持株会社の株主総会の招集の年月日、通知した事項及び決議した事項の要領等を記載すること。
- 2 その他参考となるべき事項を記載すること。

5 有価証券の内訳

（単位：百万円）

区 分	前期末残高	当 期 末 残 高	当期増減（△）額
株 式			
保険業を営む子会社			
そ の 他 の 子 会 社			
そ の 他			
債 券			
国 債			
そ の 他			
そ の 他 の 証 券			
計			

（記載上の注意）

保険持株会社が保有する有価証券の内訳を記載すること。

6 保険契約準備金

（単位：百万円）

区 分		前期末残高	当期末残高	当期増減（△）額
支 払 備 金	生 命 保 険 （ 個 人 保 険 ） （ ・ ・ ・ ・ 保 険 ） （ そ の 他 の 保 険 ）			
	損 害 保 険 （ ・ ・ ・ ・ 保 険 ） （ そ の 他 の 保 険 ）			
	計			
	生 命 保 険 （ 個 人 保 険 ） （ ・ ・ ・ ・ 保 険 ） （ そ の 他 の 保 険 ）			
責 任 準 備 金 等	損 害 保 険 （ ・ ・ ・ ・ 保 険 ）			

	(その他の保険)			
	計			
	合 計			

(記載上の注意)

連結貸借対照表上の保険契約準備金の額のうち海外に所在する子会社の額は、「海外子会社分」として区分し、「責任準備金等」の下に一括して記載することができる。

特例企業会計基準等適用法人等は、採用する企業会計の基準を明記した上で、本表中の項目等によらず、当該企業会計の基準で使用する項目等により記載すれば足りる。

第2 連結財務諸表

1 連結財務諸表の作成方針

(記載上の注意)

保険持株会社及びその子会社等について作成する連結財務諸表に関する次の事項を記載すること。

- (1) 連結の範囲に関する事項
- (2) 持分法の適用に関する事項
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
- (4) のれんの償却に関する事項

特例企業会計基準等適用法人等にあつては、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準により、連結財務諸表の作成方針として記載すべき事項を記載することができる。この場合において、この様式中の連結財務諸表（注記を含む。）に記載すべき事項の記載は、当該企業会計の基準により記載すれば足りる。

2 連結貸借対照表

年度（ 年 月 日現在）連結貸借対照表

(1) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 貯 金		保 険 契 約 準 備 金	
コ ー ル ロ ー ン		支 払 備 金	
買 現 先 勘 定		責 任 準 備 金	
債券貸借取引支払保証金		契 約 者 配 当 準 備 金	
買 入 金 銭 債 権		代 理 店 借	
特 定 取 引 資 産		再 保 険 借	
商 品 有 価 証 券		特 定 取 引 負 債	
金 銭 の 信 託		短 期 社 債	
有 価 証 券		社 債	
貸 付 金		新 株 予 約 権 付 社 債	
有 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債	
土 地		退 職 給 付 に 係 る 負 債	
建 物		役 員 退 職 慰 労 引 当 金	
使 用 権 資 産		価 格 変 動 準 備 金	
建 設 仮 勘 定		金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	

その他の有形固定資産 無形固定資産 ソフトウェア のれん 使用権資産 その他の無形固定資産 代理店貸 再保険貸 その他資産 退職給付に係る資産 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金	△	繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 支払承諾 負債の部 合計 (純資産の部) 資本金 新株式申込証拠金 資本剰余金 利益剰余金 自己株式 自己株式申込証拠金 株主資本合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 為替換算調整勘定 退職給付に係る調整累計額 在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金 その他の包括利益累計額合計 株式引受権 新株予約権 非支配株主持分 純資産の部 合計	△
資産の部 合計		負債及び純資産の部 合計	

(2) (損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部) 現金及び預貯金 コールローン 買現先勘定 債券貸借取引支払保証金 買入金銭債権 特定取引資産 商品有価証券 金銭の信託 有価証券 貸付金 有形固定資産 土地 建物		(負債の部) 保険契約準備金 支払備金 責任準備金 特定取引負債 短期社債 社債 新株予約権付社債 その他負債 退職給付に係る負債 役員退職慰労引当金 価格変動準備金 金融商品取引責任準備金 繰延税金負債	

使 用 権 資 産		再評価に係る繰延税金負債	
建 設 仮 勘 定		支 払 承 諾	
その他の有形固定資産		負債の部 合計	
無 形 固 定 資 産		(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア		資 本 金	
の れ ん		新 株 式 申 込 証 拠 金	
使 用 権 資 産		資 本 剰 余 金	
その他の無形固定資産		利 益 剰 余 金	
そ の 他 資 産		自 己 株 式	△
退 職 給 付 に 係 る 資 産		自 己 株 式 申 込 証 拠 金	
繰 延 税 金 資 産		株 主 資 本 合 計	
再評価に係る繰延税金資産		その他有価証券評価差額金	
支 払 承 諾 見 返		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
貸 倒 引 当 金	△	土 地 再 評 価 差 額 金	
		為 替 換 算 調 整 勘 定	
		退職給付に係る調整累計額	
		在外子会社等に係る保険契	
		約 準 備 金 評 価 差 額 金	
		その他の包括利益累計額	
		株 式 引 受 権	
		新 株 予 約 権	
		非 支 配 株 主 持 分	
		純資産の部 合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 保険持株会社及びその子会社等の主たる事業が生命保険業である場合には上記の
(1)により、損害保険業である場合には上記の(2)により、保険業以外の事業
である場合には、当該事業を営む会社の連結財務諸表について適用される法令等に
定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記するこ
と。ただし、保険業に係る財産の状態を明らかにするために必要な科目については、
適切な場所に記載すること。
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その
関連が明らかになるように記載すること。
 - (1) 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。
以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合で
あって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継
続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日
後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる
事項
 - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
 - ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
 - ④ 当該重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しているか否かの別

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法。また、法第112条第1項による評価換えをしたときは、その旨
- ② 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ③ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ④ 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規定する差額
- ⑤ 有形固定資産の減価償却の方法
- ⑥ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ⑦ 貸倒引当金の計上方法
- ⑧ 退職給付に係る会計処理の方法
- ⑨ 価格変更準備金及び金融商品取引責任準備金の計上方法
- ⑩ ヘッジ会計の方法
- ⑪ 収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）
- ⑫ その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
- ⑬ 子会社等が採用した会計方針のうちに保険持株会社と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。

(3) 次に掲げる会計上の見積りに関する事項

- ① 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
- ② 当連結会計年度に係る連結財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
- ③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(4) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第14条の2から第14条の8までの規定に準じて記載すること。ただし、当連結会計年度に係る連結財務諸表のみを表示している場合には、前連結会計年度に係る事項及び1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
- ② 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

(7) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。なお、それぞれの定義は、保険業法施行規則（以下「規則」という。）第59条の2第1項第5号ロ（「債権」

の定義にあつては、規則第210条の10の2第1項第4号ロ）による。

(8) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報

保険持株会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険持株会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である保険持株会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

(9) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

(10) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額）

(11) 法第118条第1項に規定する特別勘定の資産及び負債の額

(12) 法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、その額

(13) 保険持株会社の取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務があるときは、金銭債権の総額及び金銭債務の総額。ただし、普通保険約款による取引に係るものは、この限りでない。

(14) 保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額。

(15) 保険持株会社の子会社等である生命保険会社に係る契約者配当準備金の増減異動及び契約者配当金の支払額

(16) 関係会社（会社計算規則第2条第3項第25号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額

(17) 法第91条の規定による組織変更剰余金額又は法第164条第4項若しくは第165条第7項において準用する法第91条の規定による合併剰余金額

(18) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

(19) 次に掲げる1株当たり情報に関する事項

- ① 1株当たりの純資産額（銭単位）
- ② 保険持株会社が当連結会計年度又は当連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨

(20) 保険持株会社の事業年度の末日後、連結会社及び持分法が適用される非連結の子会社等の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、当該保険持株会社の事業年度の末日と異なる日をその事業年度の末日とする子会社等については、当該子会社等の事業年度の

末日後に発生した場合における当該事象とする。)

- (21) スtock・オプションに関する事項(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「連結財務諸表規則」という。))第15条の9から第15条の11までの規定に準じて記載すること。)
 - (22) 企業結合に関する事項(連結財務諸表規則第15条の12から第15条の15まで、第15条の18、第15条の19、第15条の21、第41条及び第63条の3の規定に準じて記載すること。)
 - (23) 事業分離に関する事項(連結財務諸表規則第15条の16、第15条の17及び第15条の20の規定に準じて記載すること。)
 - (24) 資産の部の有価証券中の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額
 - (25) 以上のほか、保険持株会社及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 3 特定取引資産及び特定取引負債は、子会社等が規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券への計数の記載は行わない。
 - 4 保険持株会社の子会社等である損害保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項(政府の再保険)に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該損害保険会社において地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」として記載すること。
 - 5 法令等に基づき、又は保険持株会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
 - 6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。
 - 7 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目(「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。)又は「無形固定資産」に属する各科目(「のれん」及び「使用権資産」を除く。)に含めることができる。
 - 8 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

3 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

年度 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

(記載上の注意)

「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」は、両計算書を構成する項目を単一の計算書に表示する方法により、「連結損益及び包括利益計算書」として記載することができる。

(1) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―連結損益計算書)

(単位：百万円)

科 目						金 額
経 常 収 益	保 險 料 等 収 入					
	資 産 運 用 収 益					
	利 息 及 び 配 当 金 等 収 入					
	特 定 取 引 収 益					
	商 品 有 価 証 券 運 用 益					
	金 銭 の 信 託 運 用 益					
	売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益					
	有 価 証 券 売 却 益					
	有 価 証 券 償 還 益					
	金 融 派 生 商 品 収 益					
	為 替 差 益					
	貸 倒 引 当 金 戻 入 額					
	そ の 他 運 用 収 益					
経 常 費 用	特 別 勘 定 資 産 運 用 益					
	そ の 他 経 常 収 益					
	保 險 金 等 支 払 金					
	保 險 金					
	年 給 付 金					
	解 約 返 戻 金					
	そ の 他 返 戻 金					
	責 任 準 備 金 等 繰 入 額					
	支 払 備 金 繰 入 額					
	責 任 準 備 金 繰 入 額					
	契 約 者 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額					
	資 産 運 用 費 用 息					
	支 払 利 息					

特 商 金 売 有 有 有 金 為 貸 貸 賃 そ 特 事 そ	定 品 錢 買 有 有 有 融 為 倒 貸 の 別 の	取 有 の 目 価 価 価 融 替 引 付 の 他 勘 業 の	引 証 信 証 証 証 派 生 替 当 金 金 金 不 動 産 運 資 産 常	費 用 損 損 損 却 損 損 費 損 入 償 減 用 費 運 費 費	用 損 損 損 損 損 費 損 額 却 費 用 損 費
経常利益（又は経常損失）					
特 固 負 保 そ	別 の 業 の	利 の 法 第 他	益 産 1 1 2 特 別	等 れ 1 1 2 利 益	処 分 生 評 価 益
特 固 減 価 金 不 そ	別 定 損 格 商 動 の	損 資 変 品 他	失 産 動 取 産 特	等 準 備 金 責 任 圧 別	処 分 損 失 繰 入 額 繰 入 額 繰 入 額 損 失
契 税 (法 法 法 当 非 (親 (	約 金 又 人 人 人 期 支 又 会 又	者 等 は 税 税 税 期 配 非 社 は	配 調 税 税 税 期 主 主 主 主	当 整 及 等 等 等 主 主 主 主	準 前 住 調 合 主 主 主 主
準備金繰入額 当期純利益（又は当期純損失） 法人税及び住民税等 法人税等調整額 法人税等合計 当期純利益（又は当期純損失） 非支配株主に帰属する当期純利益 （又は非支配株主に帰属する当期純損失） 親会社株主に帰属する当期純利益 （又は親会社株主に帰属する当期純損失）					

（２）（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等一連結損益計算書）

(単位：百万円)

科 目							金 額
経	常	収	益				
保	険	引	受	収	益		
正	味	収	入	保	険	料	
収	入	積	立	保	険	料	
積	立	保	険	料	等	運	用
生		命		保	険	料	
そ	の	他	保	険	引	受	収
資	産		運		用	収	益
利	息	及	び	配	当	金	収
特	定		取		引	収	入
商	品	有	価	証	券	運	用
金	銭	の	信	託		運	用
売	買	目	的	有	価	証	券
有	価		証	券	売	却	益
有	価		証	券	償	還	益
金	融	派	生	商	品	収	益
特	別	勘	定	資	産	運	用
そ	の	他	運		用	収	益
積	立	保	険	料	等	運	用
そ	の	他	経	常	収	益	替
経	常	費	用				
保	険	引	受	費	用		
正	味	支	払	保	険	金	
損		害	調		査	費	
諸	手	数	料	及	び	集	金
満		期		返		戻	金
契	約	者		配	当	金	
生	命	保		険	金	等	
支	払	備	金	繰	入	額	
責	任	準	備	金	等	繰	入
そ	の	他	保	険	引	受	費
資	産		運		用	費	用
特	定		取		引	費	用
商	品	有	価	証	券	運	用
金	銭	の	信	託		運	用
売	買	目	的	有	価	証	券
有	価		証	券	売	却	損
有	価		証	券	評	価	損
有	価		証	券	償	還	損
金	融	派	生	商	品	費	用

特 別 勘 定 資 産 運 用 損 その 他 運 用 費 用 営 業 費 及 び 一 般 管 理 費 その 他 経 常 費 用 支 払 利 息 貸 倒 引 当 金 繰 入 額 貸 倒 損 失 その 他 の 経 常 費 用	
経常利益（又は経常損失）	
特 別 利 益 固 定 資 産 処 分 益 負 の の れ ん 発 生 益 保 険 業 法 第 1 1 2 条 評 価 益 そ の 他 特 別 利 益	
特 別 損 失 固 定 資 産 処 分 損 減 損 損 失 価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額 金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 不 動 産 等 圧 縮 損 そ の 他 特 別 損 失	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 （ 又 は 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 ） 法 人 税 及 び 住 民 税 等 法 人 税 等 調 整 額 法 人 税 等 合 計 当 期 純 利 益 （ 又 は 当 期 純 損 失 ） 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 （ 又 は 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 ） 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 （ 又 は 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 ）	

（記載上の注意）

- 1 保険持株会社及びその子会社等の主たる事業が生命保険業である場合には上記の（１）により、損害保険業である場合には上記の（２）により、保険業以外の事業である場合には、当該事業を営む会社の連結財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、保険業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要な科目については、適切な場所に記載すること。
- 2 次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
 - （１）連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

(2) 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 当連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
 - ② 収益を理解するための基礎となる情報
 - ③ 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
- ①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

(3) 1株当たり情報に関する次に掲げる事項

- ① 1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（銭単位）
- ② 保険持株会社が当連結会計年度又は当連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額を算定している旨

(4) 以上のほか、保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

- 3 特定取引収益及び特定取引費用は、子会社等が規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。
- 4 法令等に基づき、又は保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 5 次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。
 - (1) ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）
 - (2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額
 - (3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）
- 6 リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。
- 7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

(3) (保険持株会社及びその子会社等一連結包括利益計算書)

(単位：百万円)

科 目	金 額
当期純利益（又は当期純損失）	
その他の包括利益	
その他の有価証券評価差額金	
繰延ヘッジ損益	
為替換算調整勘定	
退職給付に係る調整額	
在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金	
持分法適用会社に対する持分相当額	
包 括 利 益	
親会社株主に係る包括利益	
非支配株主に係る包括利益	

(記載上の注意)

- 1 連結包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。
- 2 法令等に基づき、又は保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
- 4 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。
ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。
- 5 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、上記4の注記と併せて記載することができる。

〔「連結損益計算書」及び「連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

(4) (生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等一連結損益及び包括利益計算書)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
保 険 料 等 収 入	
資 産 運 用 収 益	
利 息 及 び 配 当 金 収 入	
特 定 取 引 収 益	

商 品 有 価 証 券 運 用 益	金 錢 の 信 託 運 用 益	売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 益	有 価 証 券 売 却 益	有 価 証 券 償 還 益	金 融 派 生 商 品 収 益	為 替 差 益	貸 倒 引 当 金 戻 入 額	そ の 他 運 用 収 益	特 別 勘 定 資 産 運 用 益	そ の 他 経 常 収 益									
経 常 費 用	保 險 金 等 支 払 金	保 年 給 解 所 の 他 返 戻 金	責 任 準 備 金 等 繰 入 額	支 払 準 備 金 繰 入 額	契 約 者 配 当 金 積 立 利 息 繰 入 額	資 産 運 用 費 用	支 払 取 引 費 用	特 定 有 価 証 券 運 用 損	商 品 有 価 証 券 運 用 損	金 錢 の 信 託 運 用 損	売 買 目 的 有 価 証 券 運 用 損	有 価 証 券 評 価 損	有 価 証 券 償 還 損	金 融 派 生 商 品 費 用	為 替 差 繰 入 額	貸 倒 引 当 金 繰 入 却 費	貸 付 不 動 産 等 減 価 償 却 費	質 貸 用 他 定 資 産 運 用 損	そ の 他 業 経 常 費 用
経常利益（又は経常損失）																			
特 別 利 益																			

固定資産等処分益 負債のれん発生益 保険業法第112条評価益 その他特別利益	
特別損失 固定資産等処分損失 減損損失 価格変動準備金繰入額 金融商品取引責任準備金繰入額 不動産圧縮損失 その他特別損失	
契約者配当準備金繰入額 税金等調整前当期純利益 （又は税金等調整前当期純損失） 法人税及び住民税等 法人税等調整額 法人税等合計 当期純利益（又は当期純損失） 親会社株主に帰属する当期純利益 （又は親会社株主に帰属する当期純損失） 非支配株主に帰属する当期純利益 （又は非支配株主に帰属する当期純損失）	
その他の包括利益 その他の有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 為替換算調整勘定 退職給付に係る調整額 在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金 持分法適用会社に対する持分相当額 包括利益 親会社株主に係る包括利益 非支配株主に係る包括利益	

（５）（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等一連結損益及び包括利益計算書）

（単位：百万円）

科 目	金 額
経常収益 保険引受収益 正味収入 収入積立 積立保険料等運用益 生命保険料	

資	そ	の	他	保	險	引	受	収	益
	利	産	及	運	用	当	収	収	益
	特	息	定	び	配	引	金	収	入
	商	品	有	取	証	券	運	用	益
	金	銭	の	信	託	運	用	用	益
	売	買	目	的	有	価	証	券	運
	有	価	証	券	売	却	還	益	益
	有	価	証	券	償	還	益	益	益
	金	融	派	生	商	品	収	益	益
	特	別	勘	定	資	産	運	用	益
経	そ	の	他	料	等	運	用	収	益
	積	立	保	險	経	常	収	振	替
	そ	の	他	経	常	収	収	益	益
	常	費	用	用	用	用	用	用	用
	保	險	引	受	費	用	金	費	費
	正	味	支	払	保	險	金	費	費
	損	害	料	調	査	金	費	費	費
	諸	手	数	及	び	集	金	費	費
	満	期	返	戻	戻	戻	金	費	費
	契	約	者	配	当	金	等	額	額
資	生	命	保	險	金	入	額	額	額
	支	払	備	金	繰	入	額	額	額
	責	任	準	備	金	繰	入	額	額
	そ	の	他	保	險	引	受	費	用
	特	産	運	用	費	用	用	用	用
	商	定	取	引	費	用	用	用	用
	金	品	有	価	証	券	運	用	用
	売	銭	の	信	託	運	用	用	用
	有	買	目	的	有	価	証	券	運
	有	価	証	券	売	却	還	損	損
そ	有	価	証	券	評	価	還	損	損
	有	価	証	券	償	還	損	損	損
	金	融	派	生	商	品	費	用	用
	特	別	勘	定	資	産	運	用	用
	そ	の	他	運	用	費	用	用	用
	営	業	費	及	び	一	般	管	理
	そ	の	他	経	常	利	費	用	用
	支	倒	引	当	金	繰	入	息	息
	貸	倒	倒	の	経	常	費	額	額
	そ	の	他	の	経	常	費	失	失

経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)	
特 別 利 益 固 定 資 産 処 分 益 負 の の れ ん 発 生 益 保 険 業 法 第 1 1 2 条 評 価 益 そ の 他 特 別 利 益	
特 別 損 失 固 定 資 産 処 分 損 失 減 損 損 失 価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額 金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 不 動 産 等 圧 縮 損 失 そ の 他 特 別 損 失	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 (又 は 税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失) 法 人 税 及 び 住 民 税 等 法 人 税 等 調 整 額 法 人 税 等 合 計 当 期 純 利 益 (又 は 当 期 純 損 失) 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 (又 は 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失) 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 (又 は 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失)	
そ の 他 の 包 括 利 益 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 繰 延 へ ッ ジ 損 益 為 替 換 算 調 整 勘 定 退 職 給 付 に 係 る 調 整 額 在 外 子 会 社 等 に 係 る 保 険 契 約 準 備 金 評 価 差 額 金 持 分 法 適 用 会 社 に 対 す る 持 分 相 当 額 包 括 利 益 親 会 社 株 主 に 係 る 包 括 利 益 非 支 配 株 主 に 係 る 包 括 利 益	

(記載上の注意)

- 1 保険持株会社及びその子会社等の主たる事業が生命保険業である場合には上記の(4)により、損害保険業である場合には上記の(5)により、保険業以外の事業である場合には、当該事業を営む会社の連結財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、保険業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要な科目については、適切な場所に記載すること。
- 2 次の事項を注記すること。ただし、連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

- (1) 連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
 - (2) 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）
 - ① 当連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
 - ② 収益を理解するための基礎となる情報
 - ③ 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。
 - (3) 1株当たり情報に関する次に掲げる事項
 - ① 1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額（銭単位）
 - ② 保険持株会社が当連結会計年度又は当連結会計年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当連結会計年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額を算定している旨
 - (4) 以上のほか、保険持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項
- 3 特定取引収益及び特定取引費用は、子会社等が規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。
- 4 連結損益及び包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。
- 5 法令等に基づき、又は保険持株会社及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 6 次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。
- (1) ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）
 - (2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額
 - (3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限

る。)

- 7 リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。
- 8 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
- 9 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。
ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。いずれの場合も、その他の包括利益の各内訳項目別の税効果の金額を注記すること。
- 10 親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額を構成する項目のうち、当連結会計年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。
この注記は、上記9の注記と併せて記載することができる。

4 連結キャッシュ・フロー計算書

年度 $\left(\begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ & & \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$ 連結キャッシュ・フロー計算書

(生命保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等一直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
保険料等収入	
保険金支払による支出	
年金支払による支出	
給付金支払による支出	
解約返戻金支払による支出	
その他の返戻金支払による支出	
再保険料収入	
再保険料支払による支出	
保険金据置支払による支出	
事業費の支出	
その他	
小 計	
利息及び配当金等の受取額	
利息の支払額	
契約者配当金の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	

減損損失	
のれん償却額	
支払備金の増減額（△は減少）	
責任準備金の増減額（△は減少）	
契約者配当準備金積立利息繰入額	
契約者配当準備金繰入額	
貸倒引当金の増減額（△は減少）	
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	
その他引当金の増減額（△は減少）	
価格変動準備金の増減額（△は減少）	
金融商品取引責任準備金の増減額（△は減少）	
保険業法第112条評価益	
利息及び配当金等収入	
有価証券関係損益（△は益）	
支払利息	
為替差損益（△は益）	
有形固定資産関係損益（△は益）	
持分法による投資損益（△は益）	
特定取引資産の増減額（△は増加）	
特定取引負債の増減額（△は減少）	
商品有価証券の増減額（△は増加）	
代理店貸の増減額（△は増加）	
再保険貸の増減額（△は増加）	
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）	
代理店借の増減額（△は減少）	
再保険借の増減額（△は減少）	
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）	
その他	
小計	
利息及び配当金等の受取額	
利息の支払額	
契約者配当金の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増減額（△は増加）	
買入金銭債権の取得による支出	

買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 資産運用活動計 (営業活動及び資産運用活動計) 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 連結の範囲の変更を伴う子会社及び子 法人等の株式の取得による支出 連結の範囲の変更を伴う子会社及び子 法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物期末残高	

(損害保険業を主たる事業とする保険株式会社及びその子会社等一直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー 保険料の収入 積立保険料の収入 保険金の支出 損害調査費の支出 諸手数料及び集金費の支出	

満期返戻金の支出 契約者配当金の支出 特定取引による収入 特定取引による支出 商品有価証券の売却による収入 商品有価証券の取得による支出 営業費及び一般管理費の支出 その他 小計 利息及び配当金の受取額 利息の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増減額（△は増加） 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 資産運用活動計 （営業活動及び資産運用活動計） 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 連結の範囲の変更を伴う子会社及び子 法人等の株式の取得による支出 連結の範囲の変更を伴う子会社及び子 法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	（ ）
財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出	

配当金の支払額	
その他	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物期末残高	

（損害保険業を主たる事業とする保険持株会社及びその子会社等―間接法により表示する場合）

（単位：百万円）

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益（△は損失）	
減価償却費	
減損損失	
のれん償却額	
支払備金の増減額（△は減少）	
責任準備金等の増減額（△は減少）	
貸倒引当金の増減額（△は減少）	
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	
価格変動準備金の増減額（△は減少）	
金融商品取引責任準備金の増減額（△は減少）	
保険業法第112条評価益	
利息及び配当金収入	
有価証券関係損益（△は益）	
支払利息	
為替差損益（△は益）	
有形固定資産関係損益（△は益）	
持分法による投資損益（△は益）	
特定取引資産の増減額（△は増加）	
特定取引負債の増減額（△は減少）	
商品有価証券の増減額（△は増加）	
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）	
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）	
その他	
小 計	
利息及び配当金の受取額	
利息の支払額	

その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増減額（△は増加） 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 資産運用活動計 （営業活動及び資産運用活動計） 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	()
財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物期末残高	

（記載上の注意）

- 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 2 法令等に基づき、又は保険持株会社及びその子会社等のキャッシュ・フローの

状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。

5 連結株主資本等変動計算書

年度 $\left[\begin{array}{l} \text{年} \quad \text{月} \quad \text{日から} \\ \text{年} \quad \text{月} \quad \text{日まで} \end{array} \right]$ 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額								株式引 受権	新株予約 権	非支配 株主持 分	純資産 合計
	資本金	資本剰 余金	利益剰 余金	自己株 式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金	その他の包括利益累計額合計					
当期首残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	
当期変動額																	
新株の発行	××	××			××											××	
剰余金の配当			△××		△××											△××	
親会社株主に帰属する当期純利益			××		××											××	
自己株式の処分				××	××											××	
・・・																××	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	
当期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	
当期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	

(記載上の注意)

- 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 変動事由及び金額の記載は、概ね、連結貸借対照表における記載の順序によること。
- 株主資本以外の項目について、連結会計年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
- その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、連結会計年度中の変動額及び連結会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- その他の包括利益累計額及び純資産の各会計欄の記載は、省略することができる。
- 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第77条から第80条までの規定に従い注記すること。
- 遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第43号に規定する遡及適用をいう。）、修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。）又は当連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当連結会計年度の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

第3

年度中（ 年 月 日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

1 適格資本合計額

適格資本合計額（A）	百万円
------------	-----

（記載上の注意）

法第271条の28の2第1号に掲げる額をいう。

2 所要資本合計額

所要資本合計額（B）	百万円
------------	-----

（記載上の注意）

法第271条の28の2第2号に掲げる額をいう。

3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

（A）／（B）	%
---------	---

（記載上の注意）

- 1 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位までを記載すること。
- 2 金融庁長官が定める様式に従い作成した経済価値ベースのバランスシート及びその注記に関し、金融庁長官が指定する基準に基づく監査証明を受けている場合には、当該監査証明に係る監査意見の種類を記載すること。